

■議案第29号 四万十町興津水産物鮮度保持施設条例の一部を改正する条例について

【要旨】

当該施設は、指定管理者であった興津漁業協同組合の解散に伴い平成27年5月1日より高知県漁業協同組合への管理委託により運営を行っています。製氷施設の利用料金につきましては昨年の9月議会でご承認いただきましたが、さらに利用料金を減額することで少しでも漁業者の負担を軽減して、安定した漁業を継続できるよう支援するものです。

当施設の性質上、新たな指定管理者と協定を結ぶことは困難であり、平成28年度以降も継続して管理委託による運営を行う予定となっていることから、平成27年度の約1年間運営した運営状況及び収支状況、並びに漁業者の実情、近隣の類似施設の状況を精査した結果、少しでも漁業者の負担を軽減するために再度利用料金の改正を行うものです。

【主な改正内容】

興津水産物鮮度保持施設の製氷施設及び冷凍冷蔵施設について、利用料金を改正します。

【新旧対照表】

改正後			改正前		
別表（第10条関係）			別表（第10条関係）		
施設の区分	料金	摘要	施設の区分	料金	摘要
製氷施設	30キロ当たり <u>186</u> 円		製氷施設	30キロ当たり <u>400</u> 円	
冷凍冷蔵施設	魚函1箱1日当たり <u>10円</u> 、 <u>10日以上</u> の長期保管は魚函1箱1月当たり <u>93円</u>		冷凍冷蔵施設	魚函1箱1日当たり <u>100円</u>	